

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約の 一部改正（案）

1 改正理由

組織再編等に伴い、第3条別表を変更する。

2 改正の内容

別添新旧対照表

3 改正の適用時期

本議案を議決した日

4 改正手続の根拠規定

規約第15条の規定により、規約は協議会の議決を経て改正する。

別 添

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約の一部改正

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約（令和 5 年 5 月 19 日制定）の一部を次のように改正する。

改 正 前		
(略)		
別表（第 3 条関係）		
区分	構成	委員
活性化再生法第 6 条第 2 項 第 2 号の委員	(略)	
	伊豆箱根バス株式会社	(略)
	富士急シティバス株式会社	常務取締役管理部長
	伊豆急行株式会社	取締役執行役員事業総括部長
	(略)	
活性化再生法第 6 条第 2 項 第 3 号の委員	(略)	
	公益社団法人静岡県観光協会	(略)
	静岡県沼津警察署	交通課長
	(略)	

改 正 後		
(略)		
別表（第 3 条関係）		
区分	構成	委員
活性化再生法第 6 条第 2 項 第 2 号の委員	(略)	
	伊豆箱根バス株式会社	(略)
	富士急シティバス株式会社	常務取締役営業部長
	伊豆急行株式会社	取締役執行役員事業推進部長
	(略)	
活性化再生法第 6 条第 2 項 第 3 号の委員	(略)	
	公益社団法人静岡県観光協会	(略)
	静岡県沼津警察署	交通第一課長
	(略)	
附 則		
この改正は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。		